

大泉町立保育園のあり方

大泉町 教育部 こども課

令和4年1月

1 目的

保育サービスを取り巻く社会的な状況は大きく変化し、特に、少子高齢化や核家族化の進行、女性の社会進出が顕著となっており、保育サービスに求められる保護者のニーズも多様化してきています。

また、保護者の就労形態も多様化し、保育需要も多種・多様に変化してきており、保育園は、入園している子ども・家庭だけでなく、地域全体の子育て家庭に対して、子育て親子の交流等を促進する場所の提供や子育てについての相談、助言等の援助を行う事業などを担うことも求められています。

こうした中で、大泉町は、「大泉町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、次世代を担う子どもたちが健やかに育つための環境づくりに向けて、保育サービスの拡充に努めているところです。

一方、大泉町の行財政状況を踏まえ、限られた経営資源の中で、時代の要請や町民の要望に応じていくため、第6次行政改革大綱に基づき、既存の施策の再点検を行うなど全庁的な取り組みを行っております。

このため、保育行政においても、効率的な保育園の運営をはじめ、特別保育や新たな子育て支援など保育ニーズに対応していくために、町立保育園の今後のあり方を示したものです。

2 本町の保育の現状と課題

(1) 保育園等の入所と保留児童の状況

本町では、令和3年4月1日現在、町立保育園3園と民間保育園3園、認定こども園4園及び認可外保育所5園で保育サービスを実施しています。

令和3年3月1日現在の町内保育園及び認定こども園（保育認定）の認可定員は955人で、入園児童数（広域保育受託児童を除く）は、0歳児89人、1歳児149人、2歳児145人、3歳児168人、4歳児166人、5歳児198人の合計915人となっています。（表1）

入園状況等の推移（表1）の町立保育園と私立保育園の入園率（平成28年度から令和2年度）をみると、町立保育園に比べ私立保育園の割合が高い状況が続いています。

私立保育園及び私立認定こども園においては、保育ニーズに応えるため許可定員を超えて弾力的に受け入れ枠を拡大しているものの、全ての入園希望者の意向に添うことは困難な状況となっています。

その理由として、保育園等では、各年齢の児童1人に対して確保する面積が決まっており、その面積基準で定員の上限が定められます。また、各年齢で児童数に対する保育士数が決まっており、その配置基準を超えての児童の受け入れはできず、受け入れる場合は、保育士の増員が必要となります。

こうしたことから、保育園等に入園できていない町内の入園保留児童※は、令和3年3月1日現在87人（表2）となっており、入園希望者が全て入園できている状況ではありません。特に児童3人に1人保育士を配置する0歳児及び児童5人に1人保育士を配置する1歳児で保留児童が多くなっています。

※保留児童：保育園等への入園を希望しており、入園要件も満たしているが、入園できていない児童のことを保留児童といいます。また、保留児童のうち、国の指針に基づいた一定の条件（特定の保育園等への入園を希望していたり、保護者が求職活動を休止している場合など）に該当しない児童のことを待機児童といいます。

（表1）入園状況等の推移

（各年度3月1日現在 単位：人）

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
保育園 町立	定員	380	380	380	380	380
	入園児童数	353	340	343	334	316
	入園率（%）	92.9	89.5	90.3	87.9	83.2
保育園 私立	定員	310	330	330	330	330
	入園児童数	340	345	356	355	352
	入園率（%）	109.7	111.3	107.9	107.6	106.7
認定こども園 私立	定員	200	210	240	240	245
	入園児童数	146	170	193	232	247
	入園率（%）	73.0	81.0	80.4	96.7	100.8
計	定員	890	920	950	950	955
	入園児童数	839	855	892	921	915
	入園率（%）	94.3	95.0	93.9	96.9	95.8
	保留児童数	70	61	74	54	87

（表2）保留児童の状況

（各年度3月1日現在 単位：人）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	合計
平成28年度	36	16	13	1	4	70
平成29年度	34	12	11	2	2	61
平成30年度	7	25	25	4	13	74
令和元年度	5	40	5	1	3	54
令和2年度	52	29	5	1	0	87

(2) 保育需要の現状と将来推計

平成29年度から令和3年度までの乳幼児人口をみると、令和元年度は増加していますが、減少傾向であることがわかります。令和3年4月1日現在では、1,976人で前年度に比べ73人減少しています。(表3)

また、乳幼児人口の将来推計をみても年を重ねるごとに人口が減少していくのがわかります。(表4)

これは、少子高齢化の進展によるもので、本町にもその傾向がみられます。このような状況を踏まえ、国では女性活躍や男女共同参画施策を積極的に推進するなかで、仕事と子育ての両立に向けた環境整備等を図り、女性の社会進出を後押ししています。

保育需要については、本町及び近隣に様々な業種、多くの企業が立地しており就業の機会には恵まれていることから転入者の増加が見込まれ、保留児童も減少していないことから、今後も高い入園率を維持していくものと推測されます。前述した保留児童の解消には保育施設を保育需要の動向に合わせ定員の拡大を図る必要があります。

(表3) 乳幼児(就学前児童)人口の推移

(各年度4月1日現在 単位:人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
0歳	349	338	360	292	312
1歳	325	361	340	383	292
2歳	380	322	363	333	375
3歳	355	369	331	351	325
4歳	335	348	369	321	347
5歳	361	330	360	369	325
計	2,105	2,068	2,123	2,049	1,976

(表4) 乳幼児人口の将来推計

(単位:人)

	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
0~4歳	1,620	1,597	1,510	1,419	1,331

大泉町人口ビジョン資料より

(3) 保育施設の状況

町立保育園(3園)は、昭和62年から平成3年のほぼ同時期に建設され、築20年以上経過していることから、建物の老朽化が進んでおり維持管理経費も増加傾向(表5)にあり、併せて大規模修繕及び更新(建替え)時期が重なることとなります。

平成28年度から令和37年度までの40年間で更新(建替え)費用及び大規模修繕費用を試算すると、更新(建替え)に伴う費用は約8.7億

円、大規模修繕に係る費用は約4.5億円、合計約13.2億円となります。

(表5) 維持管理経費の推移

(単位：円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
維持管理経費	22,752,374	34,868,896	25,719,210	30,359,354	33,888,072

※維持管理経費：光熱水費、修繕費、委託料、賃借料、施設工事費等

(4) 保育所運営コストの状況

平成28年度から令和2年度までの運営コストをみると、町立保育園の管理運営費は増加傾向となっています。

また、保育所の運営費は、国の三位一体改革（平成14年度～平成17年度）により、公立保育所の運営費にかかる国庫補助は廃止され、町立保育園の管理運営費に対する町負担額（町税等）が増加しています。

令和2年度の認可保育園の園児一人あたりに充てた町税等の額は、町立保育園では、約114万円、私立保育園では、約29万円、差し引き85万円の差が生じており、町立保育園は私立保育園に比べ町税等の投入額が多くなっています。

さらに、令和元年度10月からの3歳以上児の保育料無償化や会計年度任用職員制度の導入などにより、町立保育園の町負担額（町税等）は大きくなってきています。（表6）

(表6) 運営コストの推移

(単位：円)

			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
町立	歳入	保育料	50,700,900	48,905,200	53,385,100	40,059,600	24,759,620
		副食費				3,379,500	6,073,920
	歳出	管理運営費	373,059,189	388,063,231	392,429,946	385,013,066	412,074,374
	町負担額（町税等）		322,358,289	339,158,031	339,044,846	341,573,966	381,240,834
	園児一人あたりに充てた町税等の額		861,921	934,320	923,828	973,145	1,138,032
私立	歳入	国庫	119,627,180	137,676,550	137,770,856	163,831,065	186,498,857
		県費	59,813,590	68,838,275	62,894,552	70,539,582	78,017,191
		保育料	58,901,500	62,931,000	64,306,900	53,433,600	35,381,010
	歳出	施設型給付費	367,261,720	414,194,520	401,389,800	411,308,350	404,008,870
	町負担額（町税等）		128,919,450	144,748,695	136,417,492	123,504,103	104,111,812
園児一人あたりに充てた町税等の額		344,704	380,918	359,941	332,895	283,683	

3 保育行政にかかる課題

保護者の就労形態や生活スタイルが多様化する中で、一時保育、病児・病後児保育、休日保育、延長保育の実施など、多様な保育サービスの拡充を図る必要があります。

また、子どもの生活環境や子育ての環境の変化など、子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化する中で、保育園等に期待される役割も深化・拡大しています。

平成30年度に実施した子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果での利用希望及び実際に利用した人の割合は以下のとおりです。

(単位：%)

	利用希望	実際に利用した人
一時保育	31.4	3.0
病児・病後児保育	34.2	0.9
休日保育	20.2	—

※休日保育を実施している施設は、本町にはありません。

一時保育及び病児・病後児保育の各年度ごとの利用人数は以下のとおりです。

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一時保育	432	530	448	345
病児・病後児保育	239	747	396	215

※令和元年度及び令和2年度の一時保育及び病児・病後児保育については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一時的に実施を中止したため、利用人数が減少している。

4 今後の方向性

少子化や人口減少の進展は、日本社会の存立基盤にかかわる問題として、国も一層の取り組みを推進しているところです。特に保育サービスの拡充により仕事と子育ての両立を支援するとしています。

本町においても、大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～の施策に就学前教育と保育の充実を掲げ、取り組んでいるところですが、厳しい財政状況が見込まれる中であって、多様なニーズに応えて、就学前教育・保育を充実していくためには、これに要する財源を確保していかなければなりません。

とりわけ、保育行政においては、保留児童の解消や多様化する保育需要などの諸課題解決が喫緊の課題となっている中、保育運営コストの見直しによる効率的な運営が必要不可欠となっています。

老朽化する町立保育園の施設への対応として、施設改修を行う必要があります。施設改修に係る国・県等の補助金は、民間保育所が対象となり、その活用が期待できます。しかし、公立保育所は、対象外であり、現在の厳しい財政状況の中での施設改修は、難しい状況にあります。

また、町立保育園は、障害児など支援を要する児童を受け入れるなどセーフティネットとしての役割をはたしていますが、運営コストは私立保育園に比べ非常に高く、町立保育園の設置・運営等に関しては条例等で定められており、柔軟な対応がとりにくくなっています。一方、私立保育園は、運営コストは低く、補助金を活用して病児・病後児保育などの特別保育や民間事業者の柔軟性を活かした保育サービスを提供しています。

(1) 今後のあり方

これまで示した私立保育園の入園状況の推移や財政負担の状況から、私立保育園のマネジメント力、ノウハウ、柔軟性や運営コストなどを勘案し、「民間でできることは民間に委ねる」として、町立保育園の民営化を進めていくこととします。

(2) 民営化の手法

町立保育園を民営化する手法は、「公設民営」(委託)方式の場合、事業運営は契約期間内となり、運営内容は町と協議して決定することになることから、事業者による経営の継続性や安定性、事業運営の柔軟性や迅速性、財政的効果や保護者の不安解消などを考慮し、「民設民営」(移管)方式の町が運営に関与できる公私連携型保育所への移行によるものとし、セーフティネットとしての役割を果たすため町立一園を存続し、二園を同時期に民営化します。また、設置・運営主体は、認可保育所の運営に実績のある社会福祉法人とします。

(3) 存続する町立保育園

民営化する園の職員(会計年度任用職員を除く)を存続する町立保育園に集約することにより、一時保育、病児・病後児保育、休日保育、延長保育などの特別保育に取り組み、これまで以上の保育の充実を図るとともに、特別の支援を必要とする障害児などの保育を積極的に推進します。

(4) 民営化後の子育て支援策

民営化により新たに生み出される財源の一部は、一時保育、病児・病後児保育、休日保育、延長保育などの特別保育の実施や新たな子育て支援サービスの財源に充てていきたいと考えています。

■参考：保育所の運営方法

保育所の運営方法として、公設公営（直営）、公設民営（委託）、民設民営（移管）があります。

区分	公立保育園			私立保育園	
	公設公営	公設民営（委託）		民設民営（移管）	
方法	直営	業務委託	指定管理者	完全民営	公私連携型 保育所
実施主体	町	町		事業者	
運営主体	町	事業者	指定管理者	事業者	
運営の関与		実施主体は町のため 指示・指導		関与無	協定書を締結し 運営に関与
保育園名	条例のとおり	条例のとおり		事業者	事業者と町との 協議で決定
職員		入れ替わり (一部又は全部)	入れ替わり (全部)	入れ替わり (全部)	
施設管理者	町	町	指定管理者	事業者	
土地・建物	町	町		事業者に貸与か譲渡	
備品	町	町	町との協議に より事業者が 設置できる	事業者に貸与か譲渡	
運営費	町単独の 予算措置	町単独の予算措置		国・県補助金を活用 しての町の予算措置	
施設整備費	町単独の 予算措置	施設は町所有のため、増 改築や修繕に要する経費 は、町単独の予算措置		施設の増改築や大規模 修繕は、国・県・町の補助 が活用できる場合がある	
保育園の 入所決定	町				
保育料の 決定	町				